

議案第三百三号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年十二月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年拾月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 期末手当の額は、給料月額百分の百二十に相当する額に、三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例に
より一定の割合を乗じて得た額とする。

第四条中「（以下「特別職の職員」という。）」を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第三項の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。